

(仮称) 奈良県立特別支援学校移転整備基本計画策定業務委託の委託契約について、公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告します。

令和8年8月20日

奈良県知事 山下 真

1. 業務の概要

(1) 業務名

(仮称) 奈良県立特別支援学校移転整備基本計画策定業務委託

(2) 業務の目的

奈良県北部地域を校区とする特別支援学校は、奈良県立奈良養護学校、奈良県立奈良東養護学校及び奈良県立奈良西養護学校があり、それぞれ課題を抱えている状況である。

奈良養護学校は、肢体不自由のある児童生徒や医療的ケアを必要とする児童生徒のための学校であるが、竣工から45年が経過し、建物設備の老朽化や車椅子が大型化・多機能化したことなどによる施設の狭隘化が課題となっている。

奈良東養護学校及び奈良西養護学校は、知的障害のある児童生徒のための学校であるが、在籍児童生徒数が増加し適正人数を超過している状態であり、今後も超過した状態が継続することが見込まれている。

このような課題に対応するため、奈良養護学校を移転、建て替えし、肢体不自由・病弱に加えて知的障害のある児童生徒も通学できる知肢病併置の(仮称) 奈良県立特別支援学校として整備することとした。

本業務は奈良養護学校等の再整備について、施設整備に必要な諸条件の検討を踏まえ、「(仮称) 奈良県立特別支援学校移転整備基本計画」を策定するものである。

(3) 業務内容

別紙「(仮称) 奈良県立特別支援学校移転整備基本計画策定業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和9年12月28日(火) まで

(5) 委託料上限額

22,000,000 円 (消費税及び地方消費税(計10%)を含む。) を限度とする。

令和8年度 11,000,000 円 令和9年度 11,000,000 円を限度
(契約を締結する際に変更となることがある。)

2. 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 公告の日から本業務の提案書等の提出の日までの間のいずれかの日においても、奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号。)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。(更生手続開始の決定を受けた者を除く。)
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをして

- いない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをされていない者であること。(再生計画の認可の決定を受けた者を除く。)
- (7) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (8) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- (9) 役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含む。)、支配人並びに支店又は営業所(常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (10) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (11) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用してないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- (13) (11) 及び (12) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (14) 次に掲げる条件を全て満たす者
- ・ 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建設コンサルタント「都市計画及び地方計画」部門の資格を有している者または建築士事務所登録のある者。
 - ・ 過去10年以内(平成28年4月1日から公告の日まで。以下同じ。)に完了した、公共施設又は公用施設の改修又は建設に係る基本構想・基本計画策定業務の履行実績(国又は地方公共団体等が発注したもの)を有する者。
- (15) この業務を行う期間中、管理技術者、担当技術者及び照査技術者を配置すること。「必要人数」「兼務の可、不可」「管理技術者及び照査技術者の資格」については、以下のとおりとする。
- ・ 本業務の履行に当たり、要件とする管理技術者及び照査技術者の資格については、次の1から5のとおりとする。
 - 1 技術士(総合技術管理部門(建設))の「都市及び地方計画」
 - 2 技術士(建設部門)の「都市及び地方計画」
 - 3 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第3条第1号ロに該当する者の「都市計画及び地方計画」
 - 4 シビルコンサルティングマネージャ(RCCM)の「都市計画及び地方計画」
 - 5 一級建築士
 - ・ 管理技術者及び照査技術者はそれぞれ1名配置すること。
 - ・ 担当技術者は、1名を超えて3名まで配置することができる。
 - ・ 担当技術者は、管理技術者及び照査技術者との兼務は不可とする。

3. 失格事項

提案者が次に掲げるいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「2. 参加資格要件」に定めた資格が備わっていない場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) 提出書類の提出期限を過ぎた場合
- (4) 「1. (5) 委託料上限額」に定めた委託料上限額を超える見積書が提出された場合
- (5) プレゼンテーション・ヒアリングに不参加の場合
- (6) 同一の応募事業者から2通以上の提出書類が出された場合
- (7) 提出書類に必要な記名押印のない場合
- (8) 金額その他主要事項（事業の内容が把握できない項目）の記載が不明確な場合
- (9) そのほか不正の行為が認められた場合

4. 手続き等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）
〒630-8502 奈良県奈良市登大路町30番地（奈良県庁東棟2階）
奈良県教育委員会事務局学校支援課 奈良養護学校移転整備担当
TEL 0742-27-8979
※平日午前9時から午後5時まで
- (2) （仮称）奈良県立特別支援学校移転整備基本計画策定業務委託公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）及び仕様書の交付方法
令和8年8月20日（木）から令和8年9月25日（金）までの間に、
「奈良県教育委員会事務局学校支援課ホームページ
(URL : <https://www.pref.nara.lg.jp/n164/ichiran.html>)」または
「奈良県県土マネジメント部建設産業課ホームページ
(URL : <https://www.pref.nara.lg.jp/n133/2586.html#p4>)」
から入手するものとする。
- (3) 説明会
実施しない。
- (4) 参加表明書、企画提案書の提出等
(2)により配布する募集要項に示すところによる。
- (5) 委託業者の選定
(2)により配布する募集要項に示すところによる。
- (6) 提案者が1者の場合の取扱
募集要項8.(2)参加表明書等及び募集要項8.(3)企画提案書等の提出期限までに必要な書類を提出し受理された提案者が1者の場合は、各選定委員の評価点の6割以上かつ選定委員会の合議により認められた場合は、当該提案者を最優秀提案者として選定する。

5. その他

- (1) 本業務の提案への参加に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 本業務の詳細は、4.(2)により配布する募集要項及び仕様書による。

6. 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解したうえで受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業

- 務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
- ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。